

平成26年3月28日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

平成25年(ネ)第3246号 不当利得返還請求控訴事件(原審・京都地方裁判

所平成25年(ワ)第1067号)

(口頭弁論終結日 平成25年12月19日)

判 決

[REDACTED]
控訴人(一審原告)

同訴訟代理人弁護士 井 上 元

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

被控訴人(一審被告) アコム株式会社

同代表者代表取締役 木 下 盛 好

同訴訟代理人弁護士 栄 本 一 樹

主 文

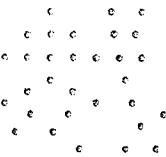
- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、100万6797円及び内74万8519円に対する平成18年2月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを6分し、その1を控訴人の負担とし、その5を被控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、101万8776円及び内金86万1438円に対する平成18年2月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支





扱え。

3 仮執行宣言

第2 事案の概要等

1(1) 本件は、貸金業者である被控訴人との間で継続的な金銭消費貸借取引により借入れと弁済を繰り返してきた控訴人が、その取引を利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）所定の制限利率に引き直して計算すると、原判決別紙計算書のとおりの過払金が生じており、かつ、被控訴人は、過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていた旨主張して、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金86万1438円、平成18年2月16日までの確定利息15万7338円及び上記過払金元金に対する同月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求めた事案である。

(2) 原審が控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が控訴した。

2 爭いのない事実等

(1) 被控訴人は貸金業者であり、控訴人は、被控訴人との間で、平成2年2月5日から平成18年2月16日までの間、原判決別紙計算書のとおりの内容の取引（ただし、平成15年12月25日の返済及び借入れが実質を伴うものであるかどうかは措く。以下「本件取引」という。）をした。（争いがない）

(2) 控訴人と被控訴人は、平成15年12月25日に、次の内容の「示談書」という標題の書面を作成した（乙1。以下、この書面に係る契約を「本件契約」という。）

ア 控訴人は、控訴人の被控訴人に対するローン債務が、残元金11万2919円、利息2371円の合計11万5290円存在することを確認した。
(第1項)

イ 控訴人は、前項の債務のうち残元金11万2919円について、被控訴

人に対し、次のとおり分割して支払う。（第2項）

(ア) 平成16年1月16日限り5000円

(イ) 平成16年2月から平成17年10月まで毎月15日限り5000円

(ウ) 平成17年11月15日限り2919円

（ウ）被控訴人は、前記アで確認した債務につき、利息2371円の債権を放棄する。（第3項）

（エ）控訴人が、前記イの弁済を1回以上怠ったときは、催告その他の手続を要せず、当然期限の利益を失い、前記イに基づく残債務全額に、期限の利益喪失日から残元金に対する年0%の遅延損害金を付加して直ちに弁済するものとする。（第4項）

（オ）本契約のローン債務に関し、本示談が定める他には、被控訴人と控訴人間には、何らの債権債務のないことを確認する。（第5項）

3 主な争点

- (1) 本件契約が和解契約に当たるか及びその効力が過払金返還請求権に及ぶか
- (2) 本件契約が錯誤により無効か又は詐欺により取り消されるべきものか
- (3) 被控訴人が悪意の受益者か

4 主な争点についての当事者の主張

- (1) 争点(1)（本件契約が和解契約に当たるか及びその効力が過払金返還請求権に及ぶか）について
(被控訴人の主張)

本件契約は和解契約に当たるから、本件取引に基づく過払金返還請求権は、民法696条により消滅している。なお、本件契約は、みなし弁済が適用されることを前提とした正当な貸金残高を、本来は請求できる利息を免除し、かつ、本来一括請求できるところを期限の利益を与えて分割弁済に甘んじ、被控訴人が譲歩した正当な内容のものであって、互譲性があり、

和解契約であることは明らかである。

また、本件契約の第5項の本示談が定める他には債権債務のないことを確認する旨の約定では、過払金債権は除外されておらず、控訴人・被控訴人とも、本件契約の締結によって紛争は全て解決したものと認識していたのであり、後日の紛争が生ずることを望まない当事者が、過払金についてだけあえて和解契約の対象外としたとは考えられないから、控訴人の過払金返還請求権も消滅したとするのが相当である。

(控訴人の主張)

ア 本件契約は、被控訴人が主張する債務額をそのまま認め、支払方法を変更したにすぎないものであり、互いに譲歩して、その間に存する債権債務に関する争いを止める約束を約したものとはいえず、和解契約には当たらない。

この効力を認めることは、利息制限法所定の制限利率を超過する利息部分を目的として締結された準消費貸借契約を無効とした最高裁昭和55年1月24日判決（判例時報956号53頁）の趣旨に反するものである。

イ また、本件契約の際作成された示談書（乙1）には、「本件ローン債務」に関するとの記載があり、過払金については何ら記載されておらず、過払金について控訴人・被控訴人間で話題にもなっていないのであるから、仮に、本件契約が和解契約であるとしても、控訴人の過払金返還請求権について和解契約の効力は及ばない。

(2) 争点(2)（本件契約が錯誤により無効か又は詐欺により取り消されるべきものか）について

(控訴人の主張)

ア 仮に、本件契約が和解契約に当たるとしても、本件契約の際、控訴人は、被控訴人に対する過払金が発生していたことを知らず、被控訴人か

ら過払金に関することはおろか、取引履歴に関する説明もなかったものであって、控訴人には要素の錯誤があり、民法95条により無効である。

なお、控訴人に重過失はない。

イ 被控訴人は、本件契約の際、控訴人が利息制限法などの法律知識に乏しいことに乘じて、実際は過払金が発生しているにもかかわらず、控訴人の債務が残っているかのように告げて控訴人を欺き、そのように誤信させて契約させたものである。

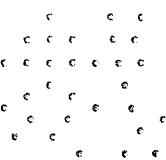
控訴人は、被控訴人に対し、平成25年7月17日の原審第4回口頭弁論期日において、本件契約を、上記詐欺を理由に取り消す旨の意思表示をした（民法96条1項）。

（被控訴人の主張）

ア 控訴人の主張アは否認ないし争う。

過払金の存否や残元金は和解契約である本件契約の内容そのものであり、和解契約の内容として、過払金返還請求権を含む債権は存在しないと合意されたのであるから、今更知らなかつたなどと主張することはできない。本件契約が締結された当時は、どの貸金業者も貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）43条1項のみなし弁済規定の適用を主張しており、その適用を認める裁判例も多く、必ずしも過払金が発生するとは限らない状況であった。勿論、消費者側には、みなし弁済を否定する者もいた。このような状況の中で、本件契約では、債権債務なしとすることにより決着が付けられたのであるから、後日の確証の結果、過払金債権が存在することが判明したとしても、民法696条の適用により、過払金債権は実体法上消滅したのであって、本件において要素の錯誤を論じる余地はない。

イ 控訴人の主張イも否認ないし争う。本件契約当時、貸金業法43条1項のみなし弁済の規定が存在し、みなし弁済の適用要件に関する下級審



の判断は分かれており、貸金業者はみなし弁済規定が有効であることを前提として取引をしていたのであるから、これが欺罔行為に当たらないことは明らかであるし、被控訴人が虚偽の取引履歴を開示するなど積極的な詐術を用いた事実もない。したがって、本件契約において詐欺は成立せず、取り消すことはできない。

(3) 争点(3)（被控訴人が悪意の受益者か）について

（控訴人の主張）

被控訴人は貸金業者であり、利息制限法所定の制限利率を超過する利息を收受することにつき悪意であったといえるから、過払金が発生した段階でそれに対する利息が発生し、その利率は年5分である。

（被控訴人の主張）

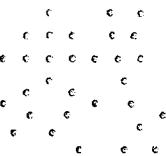
被控訴人が悪意の受益者であることは否認する。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件契約が和解契約に当たるか及びその効力が過払金返還請求権に及ぶか）及び争点(2)（本件契約が錯誤により無効か又は詐欺により取り消されるべきものか）について

(1) 控訴人と貸金業者である被控訴人との間で、本件取引が行われたことは当事者間に争いはない。そして、被控訴人から貸金業法43条1項の適用があるとの主張はなく、また、不当利得の発生が認められる場合、後記2のとおり、被控訴人は悪意の受益者と認められる。したがって、本件契約が締結された平成15年12月25日の時点（同日の11万2919円の返済がされたとされる前の時点）で、本件取引において、原判決別紙計算書のとおり、70万3519円の過払元金と17万9530円の過払利息が生じていたものと認められる。

他方、本件契約の第1項で控訴人が確認した、残元金11万2919円、利息2371円の合計11万5290円というローン債務の額は、本件取引



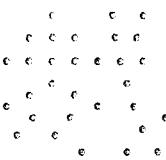
の約定利率によって計算される同日時点の残債務額と同額であると認められる（甲1）。また、本件契約は、控訴人が、法的な専門家を代理人とせずに、裁判や調停といった法的な手続を介することなく締結したものであり、本件契約の締結に当たって、過払金の有無や貸金業法43条1項のみなし弁済規定の適用についての具体的な交渉はなく、過払金返還請求権については全く話題に上らなかったものと認められる（乙1、弁論の全趣旨）。

(2)ア 前記(1)のとおりの本件契約の内容や本件契約締結時の状況、本件契約の第5項が、「本契約に関し」ではなく、本契約の「ローン債務に関し」、本示談が定める他には、被控訴人と控訴人間には、何らの債権債務のないことを確認するとなっていることに照らすと、本件契約は、基本契約たる金銭消費貸借契約に基づく控訴人の被控訴人に対する借受債務が存在することを前提とし、被控訴人が前記利息債権を放棄して、残元金の弁済方法を定めたものと解され、これによって、控訴人の被控訴人に対する既発生の過払金返還請求権の存否・額までを含めて双方が互譲し、控訴人に過払金やその利息返還請求権があったとしてもそれを放棄する効果を伴う内容であるとは認められない。

したがって、本件契約によって、控訴人の過払金返還請求権が消滅したと認めることはできない。

イ また、仮に、本件契約が過払金返還請求権を含めた和解契約であったとしても、本件契約は控訴人の錯誤により無効であると解されるから、これによって控訴人の過払金返還請求権が消滅したと認めることはやはりできない。

すなわち、前記(1)のとおり、本件契約は、控訴人が、法的な専門家を代理人とせずに、裁判や調停といった法的な手続を介することなく締結したものであり、本件契約締結当時、利息制限法の制限利率で充当計算すると、残元金及び利息は存在しなかったばかりか、逆に70万3519円の過払



元金と17万9530円の過払利息が生じていた。

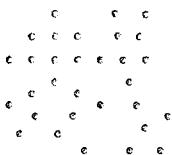
このような状況で、控訴人が、約定利率によって計算される残債務額と同額の債務が存在することを確認し、その残元金を分割弁済することなどを内容とする本件契約の締結に応じていることからすれば、控訴人が、利息制限法に関する知識を持たず、同法の制限利率による充当計算後の残元金が存在せず、過払金が生じていることを知らずに、本件契約の締結に応じたことは明らかである。また、本件契約当時のみなし弁済規定の適用に関する学説や裁判例の状況を考慮しても、控訴人が、利息制限法を適用すれば過払金が生じていることを知っていれば、約定利率によって計算される残債務額と同額の債務が存在することをそのまま認めるという内容の本件契約の締結に応じなかった蓋然性が高いことも認められる。

そうすると、控訴人には、残債務の額・存否や過払金発生の有無につき、錯誤があったものと認められる。

また、前記1の本件契約締結時の状況や、控訴人が法的な知識を有さない者であることや、約定利率による残債務の額をそのまま認めている本件契約の内容などに照らすと、本件契約の締結に当たって、みなし弁済規定の適用の有無ないし残債務の存否や過払金発生の有無は全く争いになっておらず、控訴人が、被控訴人に対し、本件取引において、約定利率で計算される残債務を負っていることは、本件契約の当然の前提になっていたものと認められる。そして、それを前提に、残元金の支払方法などが約されたのであるから、上記前提事実は、本件契約の要素をなすというべきであるし、これを動機の錯誤と解したとしても、その動機は被控訴人に表示されているというべきである。

したがって、控訴人の錯誤無効の主張は、本件契約の確定効に触れるものではなく、本件契約は、錯誤により無効であると認められる。

2 争点(3)（被控訴人が悪意の受益者か）について



被控訴人は貸金業者であるところ、貸金業者が利息制限法による利息の制限を超過する部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、悪意の受益者であると推定される。

そして、上記特段の事情についての主張・立証はないから、被控訴人は、悪意の受益者であると認められる。

3 充當計算の方法について

本件取引のうち、平成15年12月25日に11万2919円が返済され、同日に同額が借り入れたことになっている部分は、本件契約に伴う形式的な処理によるものと考えられる（本件契約の内容に照らしても、控訴人が、当時、11万2919円を一旦用意することができたとは考え難い。）から、実際に上記弁済と借り入れがあったことを前提に計算するのは相当とはいえず、この取引部分は計算の対象から除外すべきである。

したがって、本件取引については、平成15年11月27日までは原判決別紙計算書のとおり充當計算すべきであり、それ以後は、本判決別紙計算書のとおり充當計算すべきである。

4 以上によれば、控訴人の請求は、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金74万8519円、平成18年2月16日までの確定利息25万8278円及び上記過払金元金に対する同月17日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却すべきである。

よって、これと一部異なる原判決を上記のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第8民事部

c c c
c c c c
c c c c c
c c c c
c c c c
c c c c
c c c c
c c c c

裁判長裁判官 小 松 一 雄

裁判官 横 路 朋 生

裁判官長井浩一は、退官につき署名押印することができない。

裁判長裁判官 小 松 一 雄

(別紙)

計算書

| | 年月日 | 借入金額 | 弁済額 | 利率 | 日数 | 利息 | 未払利息 | 残元金 | 過払利息 | 過払利息 残額 |
|--|-------------|------|-------|------|-----|----|------|----------|---------|------------|
| | H15. 11. 27 | | 5,000 | 0.18 | | | | -703,519 | | -176,832 |
| | H15. 12. 25 | | 0 | 0.18 | 28 | 0 | 0 | -703,519 | -2,698 | -179,530 |
| | H15. 12. 25 | 0 | | 0.18 | 0 | 0 | 0 | -703,519 | 0 | -179,530 |
| | H15. 12. 31 | | 0 | 0.18 | 6 | 0 | 0 | -703,519 | -578 | -180,108 |
| | H16. 1. 19 | | 5,000 | 0.18 | 19 | 0 | 0 | -708,519 | -1,826 | -181,934 |
| | H16. 3. 15 | | 5,000 | 0.18 | 56 | 0 | 0 | -713,519 | -5,420 | -187,354 |
| | H16. 4. 1 | | 5,000 | 0.18 | 17 | 0 | 0 | -718,519 | -1,657 | -189,011 |
| | H16. 4. 21 | | 5,000 | 0.18 | 20 | 0 | 0 | -723,519 | -1,963 | -190,974 |
| | H16. 5. 17 | | 5,000 | 0.18 | 26 | 0 | 0 | -728,519 | -2,569 | -193,543 |
| | H16. 8. 23 | | 5,000 | 0.18 | 98 | 0 | 0 | -733,519 | -9,753 | -203,296 |
| | H16. 11. 10 | | 5,000 | 0.18 | 79 | 0 | 0 | -738,519 | -7,916 | -211,212 |
| | H17. 3. 2 | | 5,000 | 0.18 | 112 | 0 | 0 | -743,519 | -11,316 | -222,528 |
| | H18. 2. 16 | | 5,000 | 0.18 | 351 | 0 | 0 | -748,519 | -35,750 | -258,278 |

これは正本である

平成26年3月28日

大阪高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 石川 雅也